

令和8年度しが多文化共生県民交流推進事業費補助金

滋賀県は、多文化共生を推進する 新たな交流事業を支援します！



申請締切：令和8年（2026年）5月29日（金）

補助率
1/2以内

補助上限額
10万円

事業完了期限
令和9年（2027年）2月28日

■ 事業の目的

県内各地域における日本人と外国人との交流機会の創出を促進し、本県の多文化共生推進を図ります。

■ 補助対象者

- 多文化共生の推進に取り組む非営利団体（地方公共団体を除く）
- 滋賀県内に事務所または活動拠点を有する団体
- 組織が確立し、会計が明確かつ適正に処理されている団体
- 原則として、過去に活動実績がある団体 など全6項目を満たす者



■ 補助対象事業

- 県内の日本人と外国人の交流を推進し、多文化共生の推進を図る事業
- 県内で開催され、地域の日本人や外国人が広く参加できる事業
- 補助対象事業者の活動に照らして、新規性が認められる事業
- 補助対象事業者が企画・主催の非営利事業 など全8項目を満たす事業



■ 補助対象経費

対象となる経費	講師等への謝礼／広報関係費／会場費／通信・運送費／資材・教材費など
対象外となる経費	交付決定前の支出／飲食費（交流事業の資材は除く）／参加者の旅費・宿泊費／販促品／個人の持ち物となりうる物品／団体の運営経費 など

■ 申請方法

下記の書類を整えて、上記募集期間内に持参・郵送・電子メールのいずれかで提出してください。

- 補助金交付申請書（別記様式第1号）
- 事業計画書（別記様式第2号）
- 収支予算書（別記様式第3号）
- その他参考資料（団体の規約、役員名簿等）

募集要項や申請様式など
詳しくはこちらから！

（県ホームページ）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/bosyuu/350328.html>



お問合せ・書類提出先 〒520-8577 滋賀県大津市京町 4-1-1

滋賀県総合企画部 国際課 多文化共生係

TEL（電話）：077-528-3063 / FAX：077-521-5030 / メールアドレス：kokusai@pref.shiga.lg.jp